

令和5年3月定例会 予算特別委員会 次第 第4日

令和5年3月16日(木)

1. 議案上程(議案第1号から第7号まで及び議案第18号から第26号まで)

分科会委員長報告、分科会委員長に対する質疑、市長に対する質疑、討論、表決

出席委員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
理事	佐藤透	総務企画部長	八端隆公
市民福祉部長	伊藤徹	観光文化スポーツ部長	佐藤雅博
産業建設部長	田村力	企業局長	佐藤孝悦
企画政策課長	杉本一也	総務課長	湊智志
危機管理課長	小澤田一志	財政課長	鈴木健

税務課長	佐藤 静代	福祉課長	高 桑 淳
介護サービス課長	菅 原 章	生活環境課長	佐藤 淳
子育て支援課長	湊 留美子	健康推進課長	佐藤 一明
観光課長	長谷部 達也	男鹿まるごと売込課長	沼田 弘史
文化スポーツ課長	原 田 徹	農林水産課長	鎌田 重美
建設課長	薄田 修一	病院事務局長	三浦 大成
会計管理者	平塚 敦子	教育総務課長	村井 千鶴子
学校教育課長	笹 渕 美穂	監査事務局長	目黒 一人
農委事務局長	船木 聖徳	企業局管理課長	畠山 隆之
ガス上下水道課長	三浦 昇	選管事務局長	(総務課長併任)

午前10時00分 開 議

○委員長（古仲清尚） 皆様、おはようございます。

議事に入る前にお諮りいたします。秋田魁新報社から傍聴したい申出があります。これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（古仲清尚） 御異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

これより予算特別委員会を再開いたします。

本日の議事に入ります。

議案第1号から第7号まで及び議案第18号から第26号までを一括して議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることにいたします。

初めに、総務分科会委員長の報告を求めます。畠山富勝委員長

○総務分科会委員長（畠山富勝） 総務分科会で審査いたしました、議案第1号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第9号）及び議案第18号令和5年度男鹿市一般会計予算の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出と所管事項について、審査の経過を御報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主

な点について申し上げます。

初めに、令和4年度補正予算については、特に質疑がなかったものであります。

次に、令和5年度予算についてであります。

第1点として、財政運営について、一つとして、委員より、財政運営に関する認識について質疑があり、当局から、人口減少に伴い、市税及び交付税の減収によって市の財政規模の縮小は余儀なくされる。しかし、ここ数年、大規模事業を実施していなかったことで公債費がほぼ横ばいで推移する見通しであるため、令和5年度から予定している大規模事業が財政運営に及ぼす影響は限定的であると考えている。また、これまでは定員管理計画により人件費の抑制を図ってきたが、複雑高度化する行政サービスに対応する必要があるなど、人件費の削減は容易にできないため、これまで以上に工夫しながら危機感を持った財政運営が必要になってくると考えている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、基金を活用した市民サービスの拡充について質疑があり、当局から、基金を活用した市民サービスは、基金が枯渇したために取りやめるということもできないため、安定的な財政基盤が必要となる。財政規模縮小が見込まれる中、令和5年度当初予算では本市の発展に向け、子育て支援を柱とした新規事業を創設し、厳しい財政状況下においても積極的な予算を編成した。このほか、今後も物価高騰が続くと思われるが、国、県の対策を十分注視しながら、必要な対策を必要な時期に講じてまいりたい。との答弁がありました。

第2点として、空き家等対策推進事業について、一つとして、委員より、空き家等除却費補助金の補助上限引上げと、町内会が管理不全の空き家を除却する場合の助成について質疑があり、当局から、市内における空き家の件数は人口減少を背景に今後も増加すると見込まれる。本来、空き家の管理については、所有者または相続人の責任において行うべきであり、市としては、防犯上、衛生上、景観上、地域住民に影響を及ぼす危険空き家となる前段階での適正な管理、撤去を働きかけていく。しかしながら、経済的な理由で、空き家の適正管理、撤去に取り組めない事例が多いため、除却費等の補助率上限引上げと、町内会が除却をする場合についても助成対象に加え、危険空き家の抑制を図ることとした。との答弁がありました。

二つとして、委員より、年々増加している空き家に対し、空き家等除却費補助金や

廃屋等応急措置費用などを今後も継続的に予算措置する考えについて質疑があり、当局から、特定空き家の段階に入り、市が代執行を行った経費を所有者へ請求しても、経済的な理由が背景にある場合、不納欠損につながる可能性が高いため、現時点で助成することによって危険空き家を少しでも解消することが、将来的に財政面で有益と考える。予算措置の継続については、利用状況等进行分析し、見直しを図っていききたい。との答弁がありました。

第3点として、WEB版ハザードマップ構築事業について、委員より、インターネット会社の災害マップとの違いについて質疑があり、当局から、市で構築するWEB版ハザードマップは、住宅地図上に土砂災害警戒区域や津波浸水区域等が重ねて表示され、避難場所の位置に重ねて閲覧できる。避難所へ電話をかけたい場合、画面をタップをすれば電話をかけることが可能である。また、外国人の方々も活用できるよう、英語表記での整備も併せて行う考えである。との答弁がありました。

これに対し、委員より、市民に関しては、日頃の避難訓練を通して避難場所を把握している人が多いと考えるが、観光客、外国人など土地勘のない方が避難場所を的確に知る必要があるため、マップの画面上に、避難経路の矢印など、誘導できる表記があれば有効性が高まるのではないかと。との意見がありました。

第4点として、納税環境整備事業について、一つとして、委員より、WEB口座振替受付サービス事業及びコンビニ収納サービス導入事業について、どのような市民サービスとなるか。との質疑があり、当局から、WEB口座振替受付サービス事業は、これまで口座振替の手続の際、金融機関の窓口へ出向いて行っていたものが、インターネットから24時間いつでも口座振替の申込みができるものである。これにより、平日、金融機関の窓口営業時間のみ限定された手続方法が、自分の都合のよい時間帯に手続可能となる。また、コンビニ収納サービス導入事業は、全国のコンビニにおける市税等の納付が可能になり、市民の利便性の向上が図られる。との答弁がありました。

二つとして、委員より、納税環境整備による効果について質疑があり、当局から、WEB口座振替受付サービスによって口座振替件数が増えることで、期限内納付が促進され、税金の未納件数が減少することが期待される。との答弁がありました。

三つとして、委員より、納税環境整備に要する経費について質疑があり、当局から、

これまで金融機関では公金の取扱いについて、膨大な業務量にもかかわらず手数料なしで対応している。収納事務にかかわらず、自治体からの預貯金等照会回答事務に関しても同様で、この負担の解消について、以前から金融機関側から国へ要望していた経緯がある。人口減少・少子高齢化による労働力の供給制約が見込まれることから、持続可能な行政サービスの確保のため、自治体と金融機関だけにとどまらず、民間事業者を活用した収納事業の推進により、本市としては今後、金融機関やコンビニ収納などの手数料が必要経費として増えていくと考えている。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

当局より、第1点として、令和5年度から令和9年度までの一般財源ベースによる5年間の一般会計収支見通しについて、歳入は、個人市民税や固定資産税などの市税の減に加え、人口減少などによる普通交付税の減少が見込まれるため、一般財源総額は減少傾向が続く見込みである。歳出は、令和7年度から児童福祉施設整備事業などの大規模公共建設事業に係る市債の償還が開始となり、一時的に公債費が上昇するため、減債基金繰入金で対応する予定としている。などの報告がありました。

報告に対し、委員より、減債基金繰入金について質疑があり、当局から、令和5年度から6年度にかけて児童福祉施設及び船越小学校整備事業、斎場大規模改修事業と大規模公共建設事業が予定されているため、利子を少しでも減らす方法として、据置期間を1年に設定して元金の償還を前倒しし、令和7年度、令和8年度は1億円、令和9年度は5,000万円を減債基金繰入金で対応する予定としている。減債基金は、将来の負担軽減に充てるための基金のため、一時的に増える公債費分をカバーするために活用した。との答弁がありました。

第2点として、当局より、男鹿市DX推進計画について、国の自治体DX推進計画及び秋田県DX推進計画を踏まえるとともに、各市町村の先進的取組なども参考として、本市の実情に合った内容とするものである。策定に当たっては、庁内関係各課の中堅・若手職員からなる策定チームで協議・検討を重ねており、今年度中に策定することとしている。との報告がありました。

報告に対し、委員より、一つとして、現実的に高齢者がデジタル推進による行政サービスの展開に取り残される懸念がある。デジタルデバイドの是正に対する考えについて質疑があり、当局から、デジタルデバイド解消については重要な課題であり、

令和5年度以降も県と協調して、各公民館や10月からの地域コミュニティセンターでのスマホ講習会等の開催などに取り組んでいきたいと考えている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、デジタルにたけた人材を地域おこし協力隊として募集し、多方面で講習会を展開するよう活用を図ってはどうかとの質疑があり、当局から、地域おこし協力隊を活用する考えも一つとは思いますが、デジタル技術という面では、情報漏えい等の可能性も危惧されるため、募集等に関しては十分検討しなければならないものと考えている。との答弁がありました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

○委員長（古仲清尚） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。進藤優子委員長

○教育厚生分科会委員長（進藤優子） 教育厚生分科会で審査いたしました、市民福祉部、みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、令和4年度補正予算であります。

第1点として、国民健康保険特別会計において、委員より、被保険者数の推移について質疑があり、当局から、今年度当初6,490人と想定していたが、実際の年度平均被保険者数は約6,290人まで減少すると見込んでいる。昨年10月から開始されている社会保険の適用拡大によるものが大きく、新規加入者数も年々減少していることから、減少傾向が続くものと認識している。との答弁がありました。

さらに委員より、基金残高から見た国保運営の現状について質疑があり、当局から、年度末における基金残高は約4億2,000万円の見込みである。国保税額については、被保険者の高齢化に伴い、医療費も増加傾向にあることから、現状ではいずれ引き上げざるを得ない状況が予想される。被保険者の負担軽減のために今後基金をどう活用していくのか、大きな判断に迫られている状況であると認識している。との答弁がありました。

これらの答弁に対し、委員より、現状については理解するものの、基金については、

常にその時々、の被保険者へ還元するという考え方のもとに運用を行うべきである。との意見がありました。

次に、令和5年度当初予算であります。

第1点として、母子家庭等自立支援給付金事業について、一つとして、委員より、母子家庭及び父子家庭の状況について質疑があり、当局から、2月末時点で把握している範囲では、母子家庭227世帯、父子家庭30世帯で合計257世帯である。このうち、児童扶養手当を受給している世帯が対象となることから、母子家庭163世帯、父子家庭10世帯の合計173名が当給付金の要件に該当する。との答弁がありました。

二つとして、委員より、周知方法について質疑があり、当局から、市の広報やホームページ等のほか、家庭相談員及び母子・父子自立支援員による相談受付等の機会を捉え、対面での案内を考えている。との答弁がありました。

第2点として、斎場大規模改修事業について、委員より、バリアフリーに配慮した施設整備について質疑があり、当局から、以前に指摘のあった、現在内開きとなっているトイレの扉については、非常時を考慮し、構造上可能な範囲で外開きとする検討をしている。また、手洗い場についても、自動水栓化への改修を併せて検討しているところである。との答弁がありました。

第3点として、妊娠・出産・育児包括支援事業について、委員より、子育て環境日本一を目指す中で、おがっこネウボラの今後の体制について質疑があり、当局から、国において設置されるこども家庭庁が、今後の組織編成に影響することも考えられるが、現状においては、他の部署との連携を強化し、子育て環境日本一を目指した総合的な支援を展開するものである。おがっこネウボラは、その連携の中心として、力を発揮していきたい考えである。との答弁がありました。

第4点として、児童福祉施設整備事業について、委員より、工事費を17億7,000万円とした根拠について質疑があり、当局から、県や市場の単価等に基づき設計したものであるが、今般の入札不調を受け、最新単価を用いた設計について改めて依頼している。この間にも、物価高騰、労務費の高騰が予想されることから、今後、補正予算の計上も視野に入れなければならないと考えている。との答弁がありました。

さらに委員より、工事費が増額となった場合、設計を変更する考えはあるか。との

質疑があり、当局から、施設の形状を維持するために工事費が増額となるのであれば、予算を削減するための手法の一つとしては考えられるものの、開園がさらに遅れると同時に、さらなる物価の高騰も十分考えられることから、設計変更ではなく、現在の工事費に収めるための手法を考えていきたい。工期は約2年近くとなる予定であり、工期中の物価高騰への対応については、事業者からの要望により、スライド条項の適用、補正予算の計上について、都度協議を行うこととなる。との答弁がありました。

第5点として、小中学校照明LED化事業について、委員より、リース契約とした理由について質疑があり、当局から、校舎、屋内運動場の全ての照明LED化工事を実施した場合、単年度で1校当たり2,000万円以上の費用がかかることから、経費を平準化するとともに、期間中の保守の依頼が可能であるリース契約としたものである。との答弁がありました。

さらに委員より、リース期間の考え方と期間満了後の対応について質疑があり、当局から、小・中学校再編整備計画を基に、脇本第一小学校は10年間、男鹿南中学校は統合検討の時期を見据え、5年間と設定した。譲渡権付きのリース契約であることから、契約期間満了後は、無償譲渡され、教育委員会において管理することとなる。との答弁がありました。

第6点として、船越小学校整備事業について、一つとして、委員より、入札に向けた動きについて質疑があり、当局から、今年度末までを実施設計期間としており、内容についてできるかぎり精査を行っている状況である。船越こども園が入札不調となった原因を確認し、入札が成立するよう準備を進めたい。との答弁がありました。

二つとして、委員より、少子化の進行によって、小学校の統合が早まる可能性や、近い将来、男鹿海洋高校と男鹿工業高校が統合する計画もあることから、時期を見て、その後新築するほうがよいのではないかと。との質疑があり、当局から、電気・機械、配管設備等の老朽化はもはや限界状態であり、早急に大規模改修が必要である。今回の改修により、この先20年程度は校舎の活用が可能となることから、最終統合が早まった場合でも、1学年1学級規模となる時期に校舎を新築することが経済的である。男鹿海洋高校と男鹿工業高校の統合については、県教育委員会の動きを注視していきたい。との答弁がありました。

次に、所管事項であります。

第1点として、令和5年度保育園の入園申込み状況について、当局から、令和5年3月1日現在における、令和5年度末時点の市内各保育園の年齢別保育園園児数が示され、7園合計で346名の予定である。との報告がありました。

この報告に対し、委員より、5歳児の計78名に対し、ゼロ歳児は39名と半数まで減少している。この状況で、船越こども園の定員250名という施設規模は本当に必要か。との質疑があり、当局から、近年の園児数の減少は、コロナ禍での出産控えによるものと分析しており、今後の入園園児数は、年60人台で推移すると見込んでいる。また、現在、保育士数の関係上、市外在住で、当市内の事業所に勤務する方からの入園依頼を断らざるを得ない状況であるが、4園が統合され、船越こども園が開設された際には、受入れ可能な環境が整う予定である。さらには、移住支援等を通じた園児数の増加も期待されることから、定員数250名としたものである。との答弁がありました。

これらの答弁に対し、委員より、園児数の減少が見受けられる北浦保育園や、今後修繕が必要と見込まれる園もある中で、市内の保育環境をどうしていくのか、方針を決定しなければならない時期に来ているのではないか。との意見がありました。

第2点として、公立病院経営強化プランの策定予定等について、当局から、これまで独自の取組として、令和元年度から令和6年度までを計画期間とした経営改善計画を策定し、推進する中で、地域包括ケア病棟化の取組などにより一定の効果을上げていくところである。今回の国の要請を受け、これまでの取組をより確かなものとしつつ、地域に必要な医療提供体制の確保及び経営強化により、求められる役割や機能を引き続き果たしていくことを主眼として、令和5年度中に経営強化プランを策定するものである。今後、策定方針を示した後、12月定例会、あるいはその前の時期に、議会に対する素案説明・意見聴取を行う予定である。との報告がありました。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（古仲清尚） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。鈴木元章委員長

○産業建設分科会委員長（鈴木元章） 産業建設分科会で審査いたしました、観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、令和4年度補正予算についてであります。

第1点として、男鹿市事業者緊急支援金について、委員より、2,730万円の減額となった経緯及び不用額とならないよう予算の組替えなどを行い、もう一步踏み込んで中小企業を救済する措置等の検討の有無について質疑があり、当局から、国が実施した事業復活支援金は、売上の減少が30パーセント以上を対象としていたことから、市ではそこに該当しない、売上の減少が15パーセント以上で国の事業復活支援金を受給しない方々を救済するための制度設計としたものであるが、結果的には、金額的にも手厚い国の制度に該当する方々が圧倒的に多かったことが原因と分析しているところである。制度の見直しについては、国の助成にさらに上乘せするというような、いわゆる「ばらまき」的なものではなく、あくまでも困っている人に対して支援することを市の方針としているところであり、対象となる方々の取りこぼしがないよう関係機関と連携して取り組んだが、最終的に不用額となったものである。との答弁がありました。

第2点として、ふるさと納税返礼業務について、委員より、大幅に減額となったことに対する取組内容等について質疑があり、当局から、自治体間の競争が激しくなってきたこと、令和4年4月から6月までの納税額が大幅に落ち込んだ状況となり、商品開発支援やプロモーションなどを展開している中間事業者等と、全国的なトレンドなどについて早急に協議し、サービスの向上などの対策を講じたところ、10月から12月は前年比で97.1パーセントと上向いてきたところであり、徐々にではあるが持ち直ししてきている状況である。返礼品は、米がメインであるものの、米以外の加工品についても力を入れており、中でも販路拡大支援事業における加工品開発は、令和4年度は16件に助成をし、その商品が返礼品に入るよう取組を強化している。今後も、ふるさと納税の増収に向け、中間事業者と連携しながら、市内の事業者に働きかけていく。また、本市の特長を生かして様々な分野へ効果を波及させることができる旅先納税など、新たな手法にも取り組んでいるところである。との答弁がありました。

次に、令和5年度当初予算についてであります。

第1点として、男鹿の観光再起動！誘客促進事業「入道崎地域の景観スポット整備」について、一つとして、委員より、その事業内容と周辺景観との適合について質疑があり、当局から、入道崎地域の景観スポット整備は、入道崎駐車場から灯台に向かう途中のロータリーを、灯台を背景とした写真撮影やイベントステージとして利用できるよう整備するとともに、「男鹿」「入道崎」の地名などを示す構造物を設置しようとするものである。分科会資料には設置イメージを例示しているが、このまま整備しようとするものではなく、自然公園法の定める周辺環境との調和を大前提としつつ、空と海を背景に立つ入道崎灯台などの優れた景観に注目を集める構造物であることを仕様に定め、来年度実施するプロポーザルに提案をいただきたいと考えている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、観光スポットとして魅力ある入道崎において、閉館した店舗が景観を損なっているのではないかと、その対応をどう考えているかと。この質疑があり、当局から、利用していない建物を撤去するかどうかは本来、所有者が判断・実施するものであり、市が解体などを行うのは、周辺に著しい影響を及ぼす特定空き家の代執行の場合などに限られる。令和4年度に実施した観光地の高付加価値化事業には、西海岸の宿泊事業者「きららか」と「帝水」が参加して、使用していない建物を解体しているが、この事業を活用するには、所有者の費用負担や解体後の土地活用計画などが必要となるため、閉館した店舗が事業に参加することは、現実的には難しいと考えている。との答弁がありました。

三つとして、委員より、これまでの事業も含め、景観スポット整備の目的と必要性、事後の検証について質疑があり、当局から、入道崎に関する情報発信に加えて、滞在時間の延長と周辺店舗などにおける観光消費額の増加を目的としている。駐車場から灯台や海底透視船、岬の先端に向かう途中にあるロータリーを整備することで、人の流れを誘導するほか、「入道崎灯台まつり」や「灯台ワールドサミット」のイベントにも活用することで、同地の景観の魅力と地名を広く知らせることができると考えている。これまで作成したモニュメントや生鼻崎のなまはげペイントと併せて、活用や情報発信のやり方を考えながら、客観的な効果につながるようにしてまいりたい。との答弁がありました。

これに対し、委員より、観光関係への投資は、市外から見た場合「男鹿市は頑張っ

ている」という評価にはなるものの、市民からは、効果が見えないと「そこにお金を使うなら、もっと違うところに使ってほしい」という評価になってしまう。市全体の予算が厳しい中、実施に見合った理由が必要であり、投資と効果のバランスを考えつつ、実績と検証を踏まえて事業を実施してほしい。との意見がありました。

第2点として、船川港港湾ビジョン実現推進事業について、委員より、洋上風力による経済波及効果及び雇用の創出について質疑があり、当局から、秋田県が令和4年3月に改定した「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」によれば、秋田県沖での一般海域洋上風力に係る経済効果は3,551億円と推計されており、雇用創出は3万4,950人ほどと推計されている。うち、男鹿市・潟上市・秋田市沖では、経済効果が400億1,100万円、雇用創出効果は3,922人と推計されている。なお、県の試算では3,551億円であるが、北都銀行、日本政策投資銀行の調査では、県内の調達率を最大限上げることができれば、波及効果が8,197億円になるだろうという試算も出ている。このような波及効果を本市にも最大限取り込めるよう、市内事業者に対して洋上風力への参画を働きかけるなど、関係機関と連携して全力で取り組んでいく。との答弁がありました。

第3点として、男鹿市収入保険加入促進事業について、委員より、想定より申込みが増えた場合、予算額は補正対応となるのか。またはこの予算額で打切りとなるのか。との質疑があり、当局から、補助内容は3年間の漸減方式となっているため、一番補助率がよい「令和5年度中」に加入していただきたいものである。なお、不足した場合は、補正予算等での対応を検討していく。との答弁がありました。

第4点として、男鹿市都市計画マスタープラン策定事業について、委員より、マスタープラン委託先の決定方法について質疑があり、当局から、令和5年度までとなっている現行プランに代わる次期マスタープランを、令和4年度には骨子を作成し、令和5年度に策定するもので、コンサルティング的な要素の業務を委託するものであり、一般競争入札を予定している。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、水道料金の改定に係る状況について、当局から、水道事業の料金改定作業の状況として、水道事業は平成17年の合併以降、人口減少等により料金収入が減少してきており、数年前から収支の均衡が崩れ、令和2年度に赤字決算となり、

令和3年度ではさらに赤字幅が増加している。給水普及率は100パーセント近くほぼ全世帯に普及していることから、人口減少が進む中では、現行の料金体系では収入の増は見込めない状況である。また、これまで良質な水源により、浄水処理費用を安価に抑えることができたことや、経営努力としては、組織の再編による職員数の見直し、電力等の契約内容や事務委託契約の在り方の見直しなどにより、県内13市での水道料金では、高い方から、10立方メートルでは10番目、20立方メートルでは9番目となっており、比較的低い料金体系を維持してきた。しかしながら、実質的な水道料金改定から約37年が経過しており、料金の適正化を図る必要がある。料金改定の試算では、料金算定期間を令和6年度から10年度までの5か年とし、この期間に係る経費を総括原価として算定し、これを水道料金とすることになる。仮に資産維持費を0.5パーセントとした場合、改定率は30.3パーセント、約3割の増になるとの試算結果となった。この場合、10立方メートルでは現行料金から429円の増で、高い方から県内6番目、20立方メートルでは929円の増で、県内3番目となる。今後のスケジュールとしては、令和5年6月定例会で所管の委員会に改めて料金改定素案を示し、6月定例会以降には議会全員協議会を開催し、12月定例会に条例改正案を提出し、可決となれば、令和6年4月以降に料金改定を実施する予定で進めていきたいと考えている。との報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、過去に料金改定を行った時期について質疑があり、当局から、旧男鹿市では昭和60年と約37年経過している。また、旧若美町では平成15年と約20年の経過となっている。平成17年に合併し、平成20年に料金統一を図ったものであるが、その間一度も料金改定を行わずに運営してきている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、資産維持費0.5パーセントとした場合、改定率30.3パーセント、いわゆる3割上げることとなり、人口減少で収入増も望めないため、その部分を市民に求めるというのは、市の施策としては短絡的である。30パーセントの値上げは、行政全体に与える影響も非常に大きく、企業局だけの問題ではなく男鹿市全体の問題になり得る。また、上げる場合は段階的に上げていく必要があると考えますが、改定率を下げる考えはないものか。との質疑があり、当局から、全国的に採算不足分を一般会計から繰入れしている自治体が見られていたこともあり、そういった

経営状況では、独立採算を原則とする水道事業としては適切ではないとして、令和2年10月に水道法等が改正された。その中で、将来の水道施設の更新のため、料金の収支を3年から5年で見直しを行い、適切な料金体系により体力をつけ、水道事業を維持することとしており、逆にそういった事業体でなければ、国のほうでもいろいろな面での支援はできない形となってきた。今、早期に取り組まなければ、水道事業そのものを維持できなくなり、施設の改良等が難しくなっているため、どうしても避けて通れないところでの改定である。急激な上げ幅を標準に求めるのではなく、なるべく安価に抑えたいということで、まずは資産維持費を料金改定で用いる標準の3パーセントから0.5パーセント程度に抑えられないかと検討しているところである。また、30パーセント上げるということは決定したわけではなく、あくまでも現在の試算の段階で、およそ30パーセントのアップが必要ではないかという段階である。また、独立採算という基本理念があり、一般会計から基準外の繰入れというものではなく、水道料金によって経営を賄うという基本がある。との答弁がありました。

三つとして、委員より、水道料金以外の収入を得るため、滝の頭浄水場の水汲み場を有料化するなど販売戦略的なものを考えられないか。との質疑があり、当局から、滝の頭浄水場の水汲み場の所有者は、男鹿市ではなく、土地改良区のものであり、市で有料化することはできないものである。また、市でもペットボトルでの販売を検討し、製造できる業者とも協議をした経緯があるが、市販している水に比べコスト高となり、採算が合わないと判断したところである。との答弁がありました。

四つとして、委員より、水道料金改定は市民との合意形成が得られなければ実施すべきではなく、市民感情をどう醸成していくか最大の課題であるが、どう考えるか。との質疑があり、当局から、今年度の市内各地で行った市政懇談会の中で、企業局の案件として水道事業経営状況の説明はしてきているが、まだ料金改定までは踏み込んでいない。企業局としてもやはり市民の理解を得る期間が必要ではないかと考えており、今後約1年間で市民への説明の期間と捉えている。との答弁がありました。

第2点として、男鹿市地域農業振興ビジョン（案）について、当局から、現在の農業の状況を踏まえ、国や県の農政の方向性を見定めながら、農業を本市の基幹産業の一つとして、将来の発展を支える力強い土台となるよう、筋肉質で、しかも激しい時代の変化に柔軟に対応する、しなやかさを併せ持ったものにするため、「産地づく

り」、「法人化」、「ほ場整備」をキーワードに、今後の取組の方向性を示す「男鹿市地域農業振興ビジョン」を策定したところである。との報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、農業産出額における戦略作物の産地づくりについて、実績値としている数値根拠について質疑があり、当局から、この実績値は、農林水産省の統計数値を使用しており、作付面積に対する庭先価格を乗じた額としているところである。との答弁がありました。

さらに委員より、この数値は農協の販売額と比較しても非常に高く、実額と乖離している数値と推察されるため、これを目標に据えても農家の指標にはならない。捉えやすい数値に修正すべきである。との意見がありました。

二つとして、委員より、「人・農地プラン」に代わり、今後新たに策定される「地域計画」もあることから、本ビジョンは状況の変化に応じ、柔軟に見直しを図れる内容であるのか。との質疑があり、当局から、本ビジョンは、令和5年から9年までの5年間の計画であり、それほど急激な変化はないという想定で策定しているが、急激な変化があれば、見直しの検討はしていかなければならないと認識している。との答弁がありました。

第3点として、温浴施設の在り方について、当局から、「温浴ランドおが」と「夕陽温泉WAO」は、いずれも開設から25年以上が経過しており、運営と維持に要する財政的負担と、ニーズの変化に伴う利用者の減少傾向を踏まえ、公共施設等総合管理計画において、令和8年までに「民間譲渡又は廃止」としている。来年度は、8月から3か月間、譲渡先となる事業者の公募を行い、現在の指定管理期間が終了する5年度末には、「民間譲渡又は廃止」の方向性を決定したいと考えている。との報告がありました。

この報告に対し、委員より、民間譲渡に向けた取組の状況と来年度の具体的なスケジュールについて質疑があり、当局から、譲受を希望する事業者として確たるものはないが、現在、金融機関から紹介いただいた企業に対し、施設や周辺環境の資料を提供しており、現場視察の時期も含め、接触を継続しているところである。公募期間終了後、応募があった場合は、審査会を開催して譲渡先企業の選定に進むが、この時点で応募がなかった場合は施設の廃止を方向性とする。その後、市有財産の譲渡や施設設置に関する条例、修繕または解体に係る予算など、議会の議決をいただく必要があ

るが、施設廃止の時期については利用者の意向もあるため、別途検討が必要と考えている。との答弁がありました。

第4点として、今年度の除雪の状況について、当局から、今年度の2月20日までの除雪稼働日数は、12月が1日、1月が15日、2月が16日で合計32日となり、昨年同期と比較して30日の減となっている。予算執行状況については、1億1,160万円程度が今年度の実績と見込んでいる。これは今年度の予算額1億3,757万円に対して、約81パーセントの執行率となっており、昨年度の実績額との比較では約47パーセント程度となる。との報告がありました。

この報告に対し、委員より、冬季後の道路補修について、市内全域各道路の傷みが目立っており、調査の進行状況と市道の補修作業開始の時期について質疑があり、当局から、まずは欠損部補修工事として2月中に2件発注している。それ以外の発注路線外の部分に関しては、連絡が来た部分から局所的に対応することとしている。いずれにしても、新年度予算で欠損部補修を予定しているため、それらで対応していきたいと考えている。との答弁がありました。

第5点として、農業委員の公募について、当局から、令和5年7月19日で任期満了となる農業委員の定数19名の公募について、広報1月号、ホームページなどで公募の周知を行い、2月28日で締め切った結果、19名の応募があった。地区別には、現在の地区構成と同様であり、女性委員もこれまで同様2名の応募状況となっている。との報告がありました。

以上で産業建設分科会の報告を終わります。

○委員長（古仲清尚） これより分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。4番安田委員

○4番（安田健次郎委員） 教育厚生委員長にちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、一つは、市内の状況というのは、物価の高騰で大変な市民生活を虐げられてるんじゃないかと思うんだけど、これらについての、まあいわば所管の中での子育てとか高齢者福祉とか弱者だって言われる方々への支援対策を求めるような議論は、あったのか、なかったのか、伺っておきたいと思っております。お知らせ願いたいと思っております。

もう一つは、マイナンバーに関わる問題ですけれども、再三、私が9月からも質問していましたが、前の、去年の議事録でもマイナンバーの議論がなされておりますけ

れども、ちょっと当初の、去年から見ますと、非常に変わってきてる部分があって、どうしても私はこれまづいなという観点でお聞きしますけれども、一つはやっぱり、あくまでも任意であるのに、やや強制的な取組をなされてるんじゃないかと。これに対しての批判が結構あるわけだけれども、この点についてはどんな議論が、あったのか、なかったのか、お伺いしたいと思います。

もう一つは、当局の答えだと、セキュリティーはきちっとやっていますから、委員会もつくりまますからっていう去年の9月の答弁なんだけれども、どうも今の最初に国が定めていた医療とか災害とか健康保険にかかわらず、資産とかその他の財産まあ含めて、これらも全部登録させていくということになると、まあそれを取り扱う民間業者が多数いるわけだけれども、そこから漏れることも、情報が漏れることもあり得るっていう国会内での話なんですね。国の見方なんですね。そうすると、まあせっかく去年、当局から御答弁いただいたセキュリティーには万全を期す、委員会をつくると言ってまますけれども、決して守り切れないっちゃうのは国でも認めているということからすると、やっぱりまだまだプライバシーの、に対するセキュリティーの問題があって、やはり不安があるのは当然だと私は思うんだけど、そこら辺についてのお考えはなかったのかどうか。

それから、付け加えますけれども、健康保険証を廃止するという、廃止になるという触れ込みでさきがけ新聞に何回か折り込まれてるわけだけれども、今、健康保険証は国では併用っていう考え方ですよ。決して保険証はなくしませんと。で、マイナンバーと併用して、まあ中身は差をつけるっていうふうなこともやってる、答弁をしたようでありますけどね、まあいずれにしても、決して健康保険はなくさないってのは明らかだよな感じで、併用するっていうことになると、今までの、私が再三申し上げてきた医療に関わる長年培ってきた健康保険の医療の、皆保険の医療のシステムが非常に無駄になるんじゃないかっていうような気がします。まあ利用する人はそれでいいんだけどね。でもやっぱりマイナンバーと両方併用するっていうことになると、何でかなっちゃう感じがしますが、その点についてはどういう話がなされたのか、できればお聞かせ願いたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（古仲清尚） 答弁を求めます。進藤優子委員長

○教育厚生分科会委員長（進藤優子） 安田委員の御質問にお答えいたします。

物価高騰、これらに対する支援対策等の議論はなかったのかということでございましたけれども、低所得者であったりとか、これまで様々市で行ってきたその実績についての報告はございました。また、学校給食等の一部値上げの部分の負担軽減について、そこも報告はありましたけれども、委員のほうから、それに対する質問とかは出なかったものであります。

で、2点目のそのマイナンバーカードについてであります。マイナンバーカードについては、みなと市民病院でのそのマイナンバーカードの実績とか取組とか、その部分について対応方についての質問はあったわけですが、みなと病院以外ってどうか、そのマイナンバー関連に関しても、そのみなと病院の部分以外では質疑はなかったものであります。

○委員長（古仲清尚） 再質疑ございませんか。4番安田委員

○4番（安田健次郎委員） みなと病院での取組については、この場で、最初の予算委員会のお聞きしたように、いわゆるシステムを、80万円ほどの補助があって、それでカバーするから何ら問題ないちゅう答弁なんでね、その点については否めないと思う。ただ私が言ったのは、併用してね、健康保険証はなくなるんだよという国の方針があるからね、決して健康保険証はなくなるという、まあ市で出してるね、さきがけ新聞にちゃんと折り込まれた、保険証が変わりますという書き方をしてるんだけどね、そこに私は意義があるんですね。なくなるんですよ。二つ併用するっていうことになるんでね。せっかくどこの会社さ請け負わして安心策をやっているのか分からないけれども、いずれいとくさんあたりで一生懸命チラシ配布して、マイナンバー加入、何だかやってるんだけどね、ちょっとそういう点ではね、多少いい加減ってば失礼だけれども、チラシの書き方がね、あまりにもへんちくりんな感じします。保険証はなくなるというちゅうな国の方向なのにね、なくなりますってのはちょっと違和感があったんです。

（「安田委員、質疑何や。あんだの講釈、見解聞いてるんでねえでね。」と
言う者あり）

○4番（安田健次郎委員） はい。そういうことで、さらにそういう点での話はなかったのか、もう少しお聞かせ願いたいと思います。

申し訳ねす。

○委員長（古仲清尚） 進藤優子委員長

○教育厚生分科会委員長（進藤優子） 先ほど保険証についての質疑もございましたけれども、そこ答弁してなかったですけれども、そこについての、保険証に対しての考え方とかそういった質疑も一切ありませんでした。

○委員長（古仲清尚） さらに質疑ございませんか。

○4番（安田健次郎委員） 終わります。

○委員長（古仲清尚） 4番安田委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。15番田井委員

○15番（田井博之委員） 教育厚生委員会に対しての質問をさせていただきます。

1点だけ。船越こども園の予算のことに関してですけれども、物価高騰等で変動するとは思いますが、早期の実現に向けて、まあ予算の在り方とか、当局さんとの密な計画で進んでいっているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（古仲清尚） 教育厚生委員会進藤優子委員長

○教育厚生分科会委員長（進藤優子） 当局との密な計画で進んでいるのかっていうことでございましたけれども、予算委員会等でもお話がありました。委員会でも話があった部分は、今の事業者と様々になっていう部分で、まず17億7,000万円で進めていきたいということで、当局としても御尽力いただいているということでございました。

委員会としては、先ほども申しあげましたけれども、この後、資材高騰であったりとか、労務費の高騰であったりとか、かかり増しになる部分についての心配される声がありましたので、そこら辺を十分考えていただきながら進めていただきたいということでお話はさせていただいております。

○委員長（古仲清尚） 再質疑ございませんか。15番田井委員

○15番（田井博之委員） よく分かりました。いずれにしても、市民の皆さんが一番関心を持っている問題なので、これ答弁いらないですけれども、本当に早期の実現を目指して頑張ってもらいたいと思います。お願いします。

○委員長（古仲清尚） 15番田井委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（古仲清尚） 質疑なしと認めます。

これより、ただいま各分科会委員長へ行った質疑事項について、さらに質疑を行うべき点がある場合、特に市長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（古仲清尚） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、議案第18号令和5年度男鹿市一般会計予算について採決いたします。本件については起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（古仲清尚） 起立多数であります。よって、本件は可決すべきものと決しました。

次に、議案第1号から第7号まで及び議案第19号から第26号までを一括して採決いたします。本15件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（古仲清尚） 御異議なしと認めます。よって、本15件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席に御一任願いたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（古仲清尚） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時00分 閉 会